

(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）第118条の2及び同施行規則第58条関係）  
土壤汚染情報公開台帳

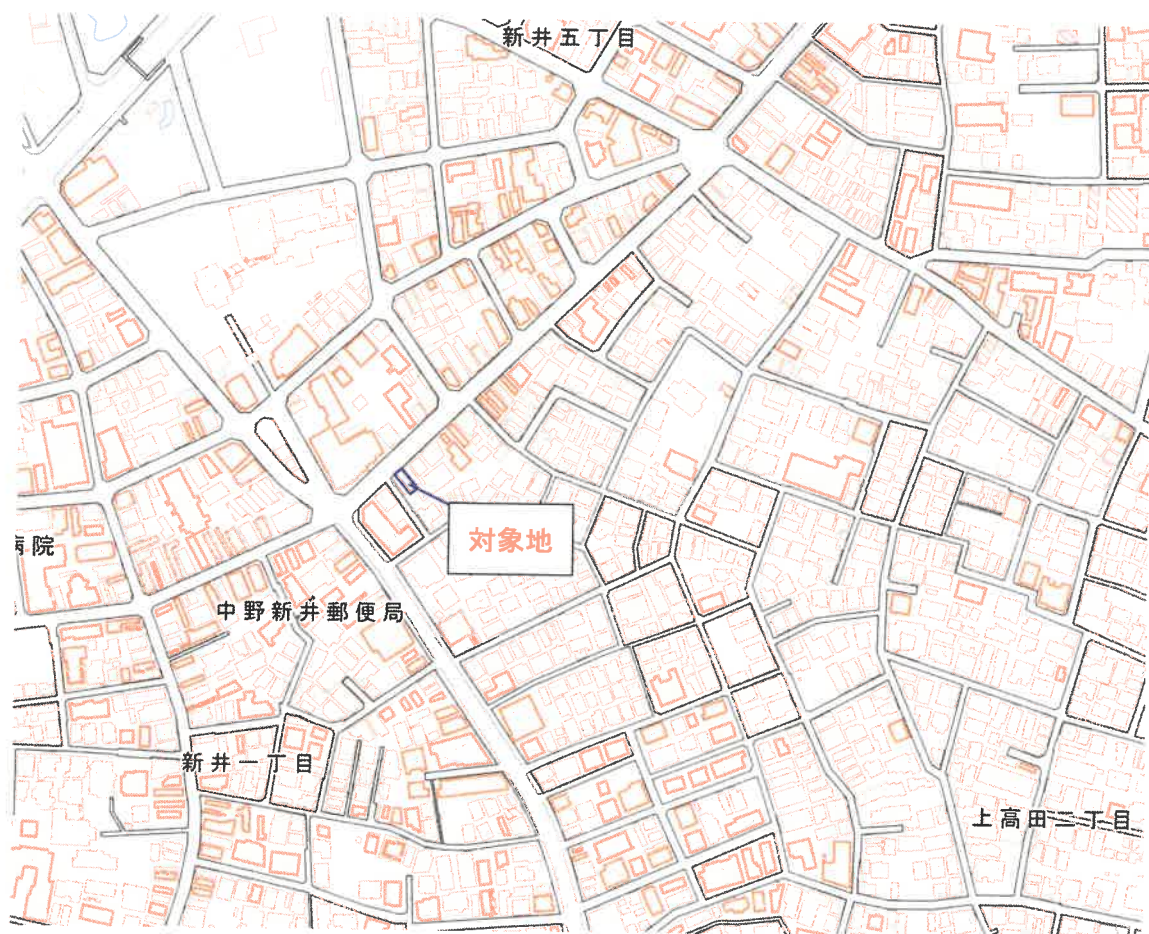
汚染解除

( 案件No 3 - 1 )

整理番号	114-3-1	調製年月日・契機	令和3年8月27日	・ 条例第116条第9項	
所在地	中野区上高田二丁目53番2		(地番) 中野区上高田二丁目53番9号	(住居)	
訂正年月日・契機	令和4年1月14日 第116条の3第1項、令和6年3月19日 第116条の3第3項				
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	ドライショップLIFE (令和3年7月31日廃止)	面積	0.00 m <sup>2</sup> (汚染地)	41.65 m <sup>2</sup> (調査)	
汚染状況調査の方法に関する特記事項					
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容		土壤汚染の除去 (原位置浄化)			
当該土地に条例第122条第1項第2号の土壤がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)					
当該土地が規則第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨					
当該土地が規則第55条第3項に該当する場合は、その旨					
当該土地が土壤汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨					
備考		地下水汚染なし			
土壤の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者
	令和3年8月27日	テトラクロロエチレン	含有量基準・ <del>溶出量基準</del> ・第二溶出量基準		(株) エンバイオエンジニアリング
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		



# 1 調査対象地の周辺の地図



出典：地理院地図（電子国土 Web）

図 1-1 調査対象地位置図



分類	調査対象物質	含有量調査						
		基準 (mg/kg)	調査 区画数	最深 調査 深度(m)	最大 濃度 (mg/kg)	最大 汚染 深度 (m)	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略
（特定第二種 重金属等）	カドミウム及びその化合物	150	0					
	シアン化合物	50	0					
	鉛及びその化合物	150	0					
	六価クロム化合物	250	0					
	砒素及びその化合物	150	0					
	水銀及びその化合物	15	0					
	セレン及びその化合物	150	0					
	ほう素及びその化合物	4000	0					
ふっ素及びその化合物	4000	0						
基準不適合範囲の面積 <sup>注)2</sup> (m <sup>2</sup> )		0						
汚染原因								
備考		・土壌汚染の存在するおそれが多いと認められる範囲 : 1区画						

3. 調査結果概要

※1 調査結果一覧表を表-4-1～表-4-〇に示す。

※2 調査結果総括図を図-4-1に示す。

試料採取等対象物質名		調査区画数	基準不適合 の区画数	最深調査 深度(m)	最深汚染 深度(m)	最大濃度
土 壌 溶 出 量 ( m g / L )	クロロエチレン	1	0	10	ND	
	1,1-ジクロロエチレン	1	0	10	ND	
	1,2-ジクロロエチレン	1	0	10	ND	
	テトラクロロエチレン	1	1	10	0.05	0.064
	トリクロロエチレン	1	0		ND	
土 壌 含 有 量 ( m g / k g )						
地 下 水 ( m g / L ) ※	クロロエチレン	1	0			
	1,1-ジクロロエチレン	1	0			
	1,2-ジクロロエチレン	1	0			
	テトラクロロエチレン	1	0			0.0002
	トリクロロエチレン	1	0			

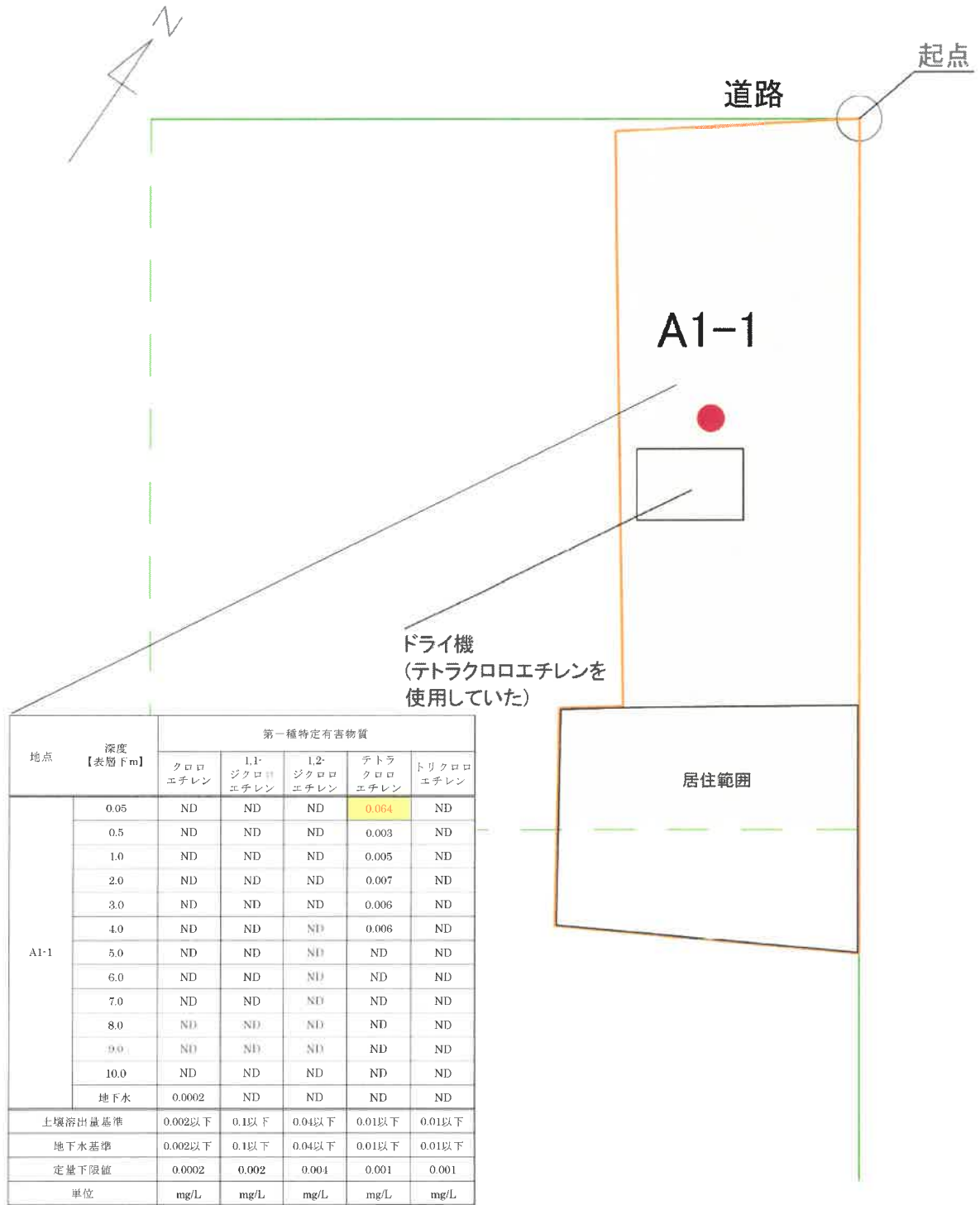
<備考>

・濃度範囲の数値の着色は基準不適合又は第二溶出量基準不適合であることを示す

●最深汚染深度は、基準超過が確認された最深深度を記載ください。(対策深度ではありません。)

●最大濃度は、詳細調査における最大濃度を記載ください。ただし、詳細調査で汚染が見つからなかった場合には、概況調査の最大濃度を記入してください。

※詳細調査時に追加で地下水調査を実施した場合には、汚染状態を記入してください。

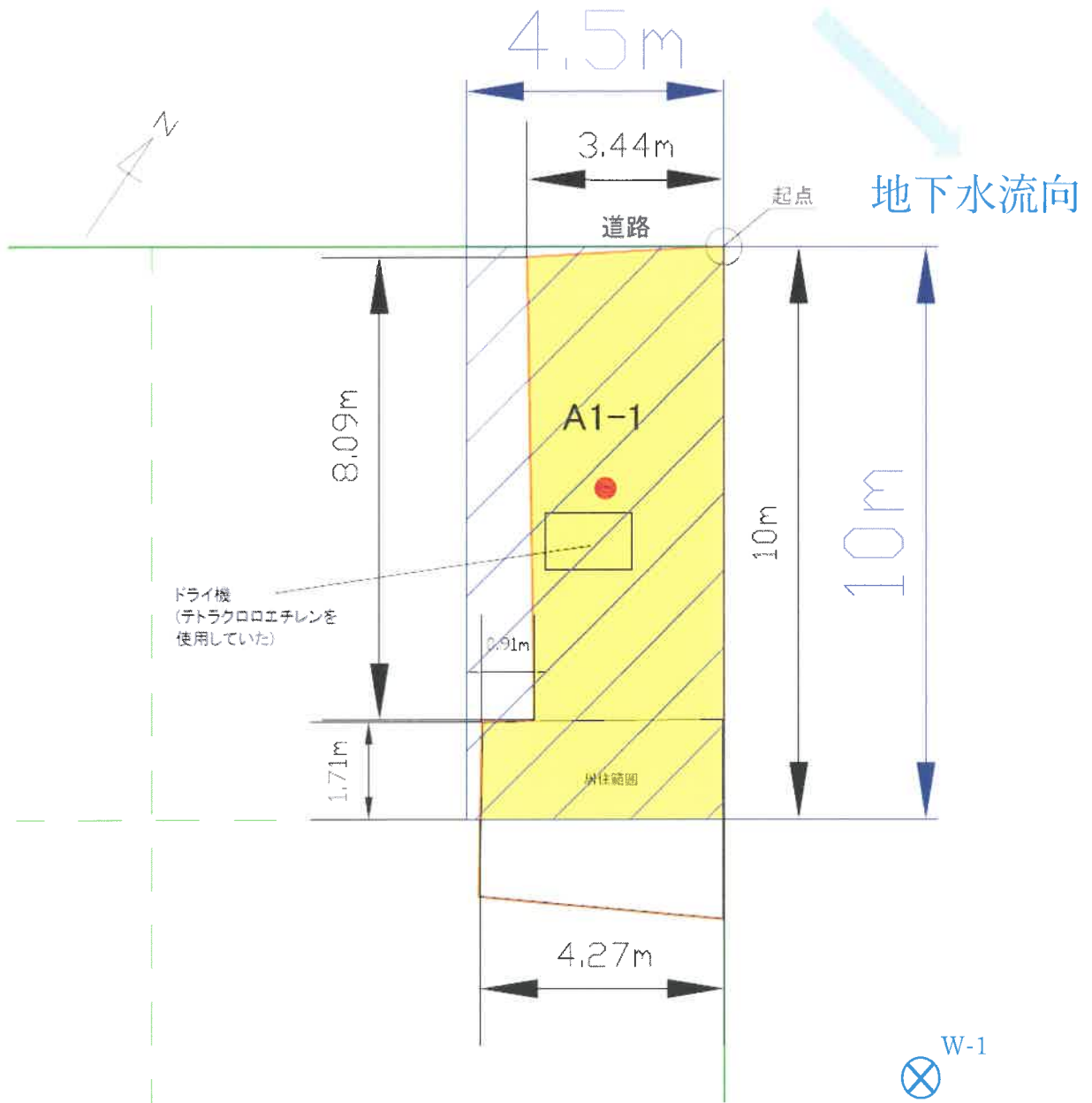


- 対象地
- 土壌詳細調査地点
- 10m格子
- テトラクロロエチレン基準不適合範囲
- 30m格子

図 4-1 調査結果図

措置の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図 (1)

施工範囲の平面図



- 対象地
- 土壌ガス調査地点
- 10m格子
- テトラクロロエチレン基準不適合範囲
- 30m格子
- ▨ 対策範囲

W-1  
観測井戸設置地点



## 1. 土壌のモニタリング

原位置浄化工の終了後に、既存調査地点において汚染の確認している深度 KBM-0.10m と本施工で攪拌の底面深度 KBM-0.55m の 2 深度でモニタリングを行った。その結果、対象物資の 5 項目すべてで基準の適合を確認した。分析結果と評価を表 4-1 に示す。また、モニタリング地点を図 4-1 に示す。

表 4-1 土壌モニタリングの分析結果と評価

A1-1							判定
深度		PCE	TCE	1,1-DCE	1,2-DCE	CE	
既存調査GL-m	KBM-m						
0.05	0.10	0.001未満	0.001未満	0.002未満	0.004未満	0.0002未満	基準適合
0.50	0.55	0.001	0.001未満	0.002未満	0.004未満	0.0002未満	基準適合
基準値		0.01以下	0.01以下	0.1以下	0.04以下	0.002以下	

※表中単位はすべてmg/L

## 2. 地下水のモニタリング

土壌のモニタリングと同時に汚染区画の下流側に A1-1 観測井戸を設置し、工事終了後のモニタリングを実施した。その結果、対象物資の 5 項目すべてで基準の適合を確認した。分析結果と評価を表 4-2 に示す。また、地下水モニタリング地点を図 4-1 に示す。

表 4-2 地下水モニタリングの分析結果と評価

採取日	地下水 A1-1					判定
	PCE	TCE	1,1-DCE	1,2-DCE	CE	
2022年2月1日	0.001未満	0.001未満	0.002未満	0.004未満	0.0002未満	基準適合

※表中単位はすべてmg/L

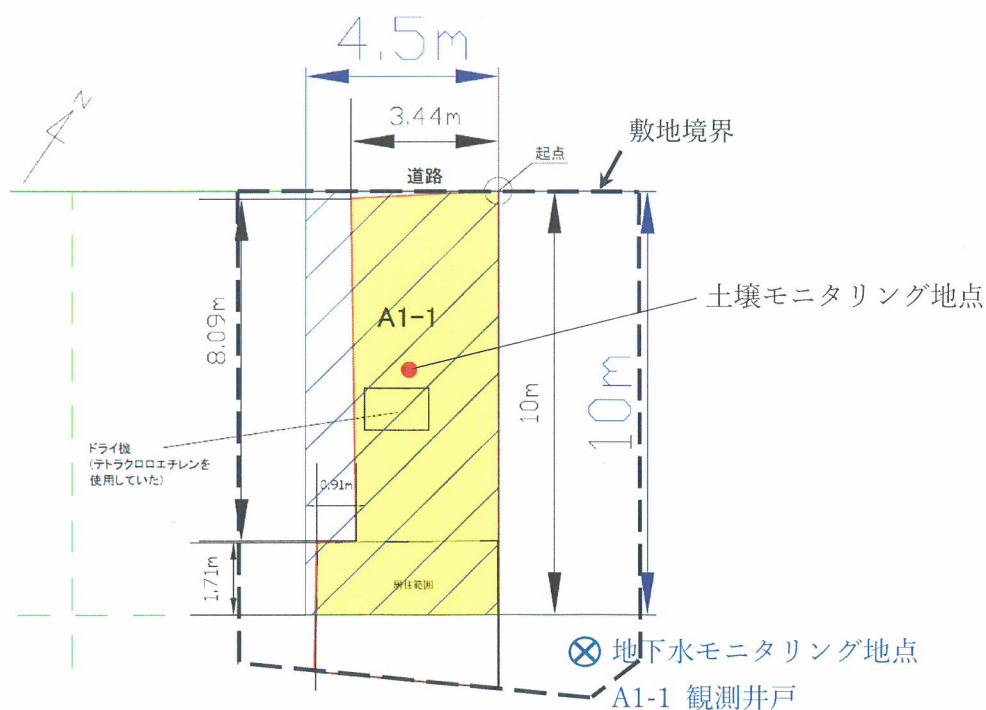


図 4-1 調査地点図

## 3. 2年間の継続モニタリングの実施とその結果

2022年2月1日実施の工事終了のモニタリングを起点として2年間モニタリングを実施した。

A1-1 観測井戸における地下水モニタリングで、1～8回目の分析結果を表4-3に示す。また、その結果の評価を表4-4に示す。

表4-3 2年間モニタリングの対象物質の分析結果

1回目 2022年5月22日	観測井戸番号	定量下限値	基準値	5回目 2023年5月28日	観測井戸番号	定量下限値	基準値
	A1-1				A1-1		
PCE	0.001	0.001	0.01	PCE	0.001未満	0.001	0.01
TCE	0.001未満	0.003	0.01	TCE	0.001未満	0.001	0.01
1,1-DCE	0.002未満	0.002	0.1	1,1-DCE	0.002未満	0.002	0.1
1,2-DCE	0.004未満	0.004	0.04	1,2-DCE	0.004未満	0.004	0.04
CE	0.0002未満	0.0002	0.002	CE	0.0002未満	0.0002	0.002
2回目 2022年8月29日	観測井戸番号	定量下限値	基準値	6回目 2023年8月29日	観測井戸番号	定量下限値	基準値
	A1-1				A1-1		
PCE	0.001未満	0.001	0.01	PCE	0.001未満	0.001	0.01
TCE	0.001未満	0.001	0.01	TCE	0.001未満	0.001	0.01
1,1-DCE	0.002未満	0.002	0.1	1,1-DCE	0.002未満	0.002	0.1
1,2-DCE	0.004未満	0.004	0.04	1,2-DCE	0.004未満	0.004	0.04
CE	0.0002未満	0.0002	0.002	CE	0.0002未満	0.0002	0.002
3回目 2022年11月27日	観測井戸番号	定量下限値	基準値	7回目 2023年11月23日	観測井戸番号	定量下限値	基準値
	A1-1				A1-1		
PCE	0.001未満	0.001	0.01	PCE	0.001未満	0.001	0.01
TCE	0.001未満	0.001	0.01	TCE	0.001未満	0.001	0.01
1,1-DCE	0.002未満	0.002	0.1	1,1-DCE	0.002未満	0.002	0.1
1,2-DCE	0.004未満	0.004	0.04	1,2-DCE	0.004未満	0.004	0.04
CE	0.0002未満	0.0002	0.002	CE	0.0002未満	0.0002	0.002
4回目 2023年2月28日	観測井戸番号	定量下限値	基準値	8回目 2024年2月13日	観測井戸番号	定量下限値	基準値
	A1-1				A1-1		
PCE	0.001未満	0.001	0.01	PCE	0.001未満	0.001	0.01
TCE	0.001未満	0.001	0.01	TCE	0.001未満	0.001	0.01
1,1-DCE	0.002未満	0.002	0.1	1,1-DCE	0.002未満	0.002	0.1
1,2-DCE	0.004未満	0.004	0.04	1,2-DCE	0.004未満	0.004	0.04
CE	0.0002未満	0.0002	0.002	CE	0.0002未満	0.0002	0.002

※表中の単位は全てmg/L

表 4 - 4 2 年間モニタリング結果の評価

採取回数	採取日	評価	備考
0回	2022年2月1日	基準適合	工事の終了確認のモニタリング
1回	2022年5月22日	基準適合	
2回	2022年8月29日	基準適合	
3回	2022年11月27日	基準適合	
4回	2023年2月28日	基準適合	
5回	2023年5月28日	基準適合	
6回	2023年8月29日	基準適合	
7回	2023年11月23日	基準適合	
8回	2024年2月13日	基準適合	最終

以上より、2022年2月1日～2024年2月13日の間の2年間以上で2年間モニタリングの対象井戸（A1-1 観測井戸）で2年間継続して、対象物質の地下水基準の適合が確認されたため、本報告書を以って措置完了の報告とする。